

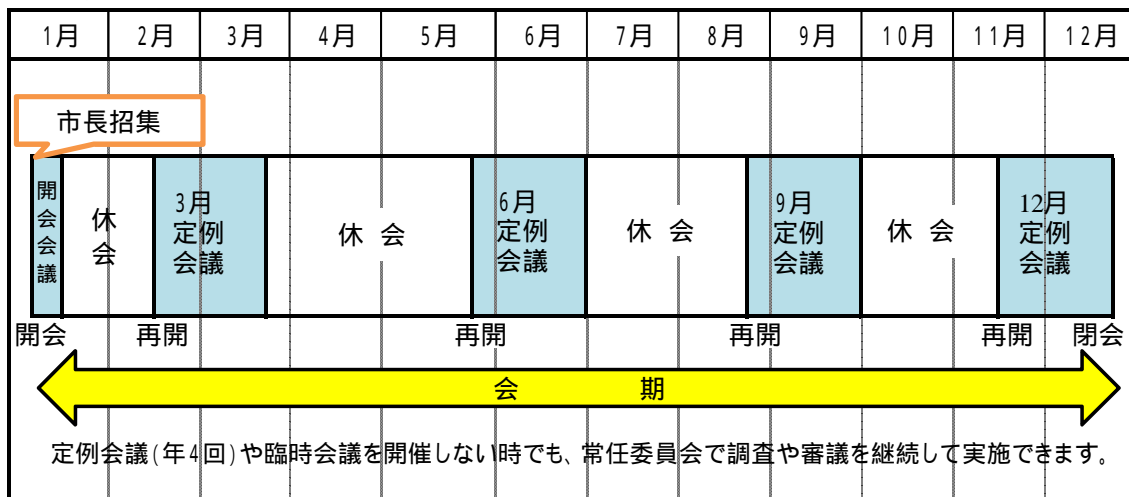
議会改革の取り組み

議会の通年開催をはじめました

平成26年より、定例会の開催を年1回とし12月末までを会期とする一会期制を導入しました。1月に「開会会議」を開催し会期を決定します。2月、5月、8月、11月に「定例会議」として会議を再開するとともに、必要に応じて「臨時会議」を再開します。会期をほぼ1年間とすることで、議会が常に活動できる状態として、災害時や緊急的な行政課題に対して迅速な議会对応が可能となり、主体的な議会活動を通して議会機能の強化及び活性化につながります。

開会会議は市長招集により開催されますが、以後の定例会議、臨時会議は休会後の再開となりますので議長の権限で再会されますので、議会の主体性や迅速性がより一層進展します。

一会期制のイメージ



【留意点】

平成27年の会期については、議員改選期にあたるため、3月定例会議の最終日であった定例会を閉会いたします。改選後、5月に改めて定例会を開会し同年12月末までが会期となります。

一問一答選択制の実施

議会での議論の活性化と市民の皆様によりわかりやすい議会運営とするため、本会議の一般質問において、質問方式に従来の一括質問一括答弁方式に加え、一問一答方式、1問目を一括質問一括答弁方式で行い2問以降を一問一答方式とする併用方式の選択制を平成25年12月定例会から導入しています。